

実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	①	項目等	修正前	修正後
1	6	第1章	第1節	10.	(1)				ア 設計・建設・工事監理業務の対価	本市は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して支払う。なお、現時点では、設計業務に係るサービスの対価は完了払を、建設・工事監理業務に係るサービスの対価は年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定している。(ただし、那覇市民会館の解体・撤去業務のサービスの対価については完了払を想定している)。	本市は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して支払う。なお、現時点では、設計業務に係るサービスの対価は完了払を、建設・工事監理業務に係るサービスの対価は年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定している。(ただし、那覇市民会館の解体・撤去業務のサービスの対価については完了払を想定している。また、設計業務に係るサービスの対価のうち、既設雨水管移設に係る詳細設計業務及び与儀公園再編整備基本計画策定業務のサービスの対価については、各業務の完了後に支払うことを想定している。)
2	8	第1章	第1節	11.	(1)				(1) 本施設	※事業者は、本施設の工期及び引渡しの前倒しの提案を可能とし、この場合、本市は本施設の供用開始日を早める可能性がある。	※事業者は、本施設の工期及び引渡しの前倒しの提案を可能とし、この場合、本市は本施設の供用開始日を早める可能性がある。なお、この場合でも維持管理期間の終了予定日に変更はない。
3	15	第2章	第2節	5.	(3)				(3) 民間施設の実施に係る基本協定	本市は、事業者との間で、事業者が民間収益事業を実施するにあたり必要な基本的事項を定めた民間施設の実施に係る基本協定を締結する。	本市は、SPC又は代表企業との間で、事業者が民間収益事業を実施するにあたり必要な基本的事項を定めた民間施設の実施に係る基本協定を締結する。
4	15	第2章	第2節	5.	(4)				(4) 事業用定期借地権設定契約	本市は、民間施設の建設工事着工までに、SPCとの間で、民間施設の実施に係る基本協定の定めるところにより、事業用定期借地権(借地借家第23条)設定契約を締結する。	本市は、民間施設の建設工事着工までに、SPC又は代表企業との間で、民間施設の実施に係る基本協定の定めるところにより、事業用定期借地権(借地借家第23条)設定契約を締結する
5	16	第2章	第3節	2.					2. 業務実施企業の参加資格要件	代表企業、構成企業、協力企業は、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。 また、代表企業、構成企業及び協力企業は、那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく建設工事等入札参加資格者名簿(以下、「建設工事等入札参加資格者名簿」という。)、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第5条第1項の名簿(以下、「清掃・警備入札参加資格者名簿」という。)、那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第6条に基づく物品購入等入札参加資格者名簿(以下、「物品購入等入札参加資格者名簿」という。)のいずれかに登録されていなければならない。	代表企業、構成企業、協力企業は、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。 また、代表企業、構成企業及び協力企業は、那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規定に基づく建設工事等入札参加資格者名簿(以下、「建設工事等入札参加資格者名簿」という。)、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第5条第1項の名簿(以下、「清掃・警備入札参加資格者名簿」という。)、那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱第6条に基づく物品購入等入札参加資格者名簿(以下、「物品購入等入札参加資格者名簿」という。)のいずれかに登録されていなければならない。ただし、構成企業及び協力企業のうち、民間収益事業のみを行う者はこの限りではない。
6	16	第2章	第3節	2.	(2)				(2) 建設業務を行う者	建設業務を行う者は、以下に示すア及びイの要件を満たさなければならない。ただし、那覇市内に本店を置く企業を、建築工事業1社以上と電気管工事業1社以上参加させるものとし、当該建築工事業及び電気管工事業を行う者は、アからオの全てを満たさなければならない。	建設業務を行う者は、以下に示すア及びイの要件を満たさなければならない。ただし、那覇市内に本店を置く企業を、建築工事業1社以上と、電気工事業又は管工事業1社以上参加させるものとし、当該建築工事業及び電気工事業、管工事業を行う者は、アからオまでの全てを満たさなければならない。なお、当該建築工事業を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業が満たし、ウからオまでの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。また、当該電気工事業及び管工事業を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業が満たし、ウからオまでの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

実施方針 新旧対照表

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	①	項目等	修正前	修正後																														
7	17	第2章	第3節	2.	(2)				(2) 建設業務を行う者	—	(補足) <table><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">建設業務を行う者</td><td colspan="2">うち、那覇市内に本店を置く企業</td></tr><tr><td>建築工事業</td><td>電気工事業又は管工事業のいずれか</td></tr><tr><td>企業数</td><td>提案による</td><td>1社以上</td><td>1社以上</td></tr><tr><td>アの要件</td><td>◎全ての企業が満たす</td><td>◎全ての企業が満たす</td><td>◎全ての企業が満たす</td></tr><tr><td>イの要件</td><td>◎全ての企業が満たす</td><td>◎全ての企業が満たす</td><td>◎全ての企業が満たす</td></tr><tr><td>ウの要件</td><td>二</td><td>○少なくとも1社が満たす</td><td>○少なくとも1社が満たす</td></tr><tr><td>エの要件</td><td>二</td><td>○少なくとも1社が満たす</td><td>○少なくとも1社が満たす</td></tr><tr><td>オの要件</td><td>二</td><td>○少なくとも1社が満たす</td><td>○少なくとも1社が満たす</td></tr></table>		建設業務を行う者	うち、那覇市内に本店を置く企業		建築工事業	電気工事業又は管工事業のいずれか	企業数	提案による	1社以上	1社以上	アの要件	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	イの要件	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	ウの要件	二	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす	エの要件	二	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす	オの要件	二	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす
	建設業務を行う者	うち、那覇市内に本店を置く企業																																							
		建築工事業	電気工事業又は管工事業のいずれか																																						
企業数	提案による	1社以上	1社以上																																						
アの要件	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす																																						
イの要件	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす	◎全ての企業が満たす																																						
ウの要件	二	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす																																						
エの要件	二	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす																																						
オの要件	二	○少なくとも1社が満たす	○少なくとも1社が満たす																																						
8	19	第2章	第3節	7.					7. 那覇市入札参加資格者名簿への登録	参加資格要件に必要な、建設工事等入札参加資格者名簿、又は清掃・警備入札参加資格者名簿への登録が済んでいない代表企業、構成企業及び協力企業は、各申請期間内に申請を行い、参加表明書及び入札資格審査書類の受付締切日までに登録が完了していること。なお、各申請は、令和4年12月頃に受付予定であるが、詳細は、本市ホームページにて確認すること。	—																														
9	21	第2章	第5節	2.					2. 選定委員会の設置	【那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会 委員】 (敬称略、五十音順) <table><tr><th>氏 名</th><th>所 属 ・ 役 職</th></tr><tr><td>川崎 一泰</td><td>中央大学総合政策学部 教授</td></tr><tr><td>田島 繁</td><td>真和志自治会長連絡協議会 会長</td></tr><tr><td>富樫 八郎</td><td>沖縄大学 客員教授</td></tr><tr><td>友寄 孝</td><td>沖縄しまて協会 理事 技術環境研究所 所長</td></tr><tr><td>本庄 正之</td><td>元琉球大学工学部環境建設工学科 非常勤講師 (有)アトリエノア 代表</td></tr></table>	氏 名	所 属 ・ 役 職	川崎 一泰	中央大学総合政策学部 教授	田島 繁	真和志自治会長連絡協議会 会長	富樫 八郎	沖縄大学 客員教授	友寄 孝	沖縄しまて協会 理事 技術環境研究所 所長	本庄 正之	元琉球大学工学部環境建設工学科 非常勤講師 (有)アトリエノア 代表	【那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会】 (敬称略) <table><tr><th></th><th>氏 名</th><th>所属・役職</th></tr><tr><td>委員長</td><td>友寄 孝</td><td>沖縄しまて協会 理事 技術環境研究所 所長</td></tr><tr><td>副委員長</td><td>川崎 一泰</td><td>中央大学総合政策学部 教授</td></tr><tr><td>委員</td><td>田島 繁</td><td>真和志自治会長連絡協議会 会長</td></tr><tr><td>委員</td><td>富樫 八郎</td><td>沖縄大学 客員教授</td></tr><tr><td>委員</td><td>本庄 正之</td><td>元琉球大学工学部環境建設工学科 非常勤講師 (有)アトリエノア 代表</td></tr></table>		氏 名	所属・役職	委員長	友寄 孝	沖縄しまて協会 理事 技術環境研究所 所長	副委員長	川崎 一泰	中央大学総合政策学部 教授	委員	田島 繁	真和志自治会長連絡協議会 会長	委員	富樫 八郎	沖縄大学 客員教授	委員	本庄 正之	元琉球大学工学部環境建設工学科 非常勤講師 (有)アトリエノア 代表
氏 名	所 属 ・ 役 職																																								
川崎 一泰	中央大学総合政策学部 教授																																								
田島 繁	真和志自治会長連絡協議会 会長																																								
富樫 八郎	沖縄大学 客員教授																																								
友寄 孝	沖縄しまて協会 理事 技術環境研究所 所長																																								
本庄 正之	元琉球大学工学部環境建設工学科 非常勤講師 (有)アトリエノア 代表																																								
	氏 名	所属・役職																																							
委員長	友寄 孝	沖縄しまて協会 理事 技術環境研究所 所長																																							
副委員長	川崎 一泰	中央大学総合政策学部 教授																																							
委員	田島 繁	真和志自治会長連絡協議会 会長																																							
委員	富樫 八郎	沖縄大学 客員教授																																							
委員	本庄 正之	元琉球大学工学部環境建設工学科 非常勤講師 (有)アトリエノア 代表																																							

要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	ア	項目等	修正前	修正後
1	○											目次	—	閲覧資料6 那覇市民会館関連図
2	○		6	第1章	第5節	5.	(1)	1)				1) 設計・建設・工事監理業務の対価	本市は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して支払う。なお、現時点では、設計業務に係るサービスの対価は完了払を、建設・工事監理業務に係るサービスの対価は年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定している。 (ただし、那覇市民会館の解体・撤去業務のサービスの対価については完了払を想定している)。	本市は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して支払う。なお、現時点では、設計業務に係るサービスの対価は完了払を、建設・工事監理業務に係るサービスの対価は年度ごとの出来高に応じて支払うことを想定している。 (ただし、那覇市民会館の解体・撤去業務のサービスの対価については完了払を想定している。また、設計業務に係るサービスの対価のうち、既設雨水管移設に係る詳細設計業務及び互儀公園再編整備基本計画策定業務のサービスの対価については、各業務の完了後に支払うことを想定している)。
3	○		7	第1章	第5節	5.	(3)					(3) 駐車場事業による収入及び負担	—	① 形態：事業用定期借地権設定契約及び駐車場賃貸借契約 ② 事業用定期借地権設定契約：「(2) 民間収益事業による収入及び負担」に示す貸付条件のとおり。ただし、本施設の供用開始日から駐車場賃貸借が行えるように締結すること。 ③ 駐車場賃貸借期間：本施設の供用開始日から、令和29年3月末日までとする。 ④ 駐車区画数等：73台分(24時間入場・出場可) うち、公用車分9台(カーシェアリング事業に供する3台分を含む。) うち、公共施設利用者分64台 ⑤ 駐車場賃料：入札公告時に本市が提示する金額(公用車分は月極利用、施設利用者分は定期利用とし、いずれも1区画当たり月額10,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く))以下とし、事業者の提案によるものとする。なお、定期利用は8時から22時半(年末年始(12月29日～1月3日)、国民の祝日、慰霊の日を除く)の時間帯での利用を想定している。ただし、事業者が、公共施設利用者からの駐車場料金を収受する場合には、本市は公共施設利用者分の賃料を負担しない。なお、社会経済情勢等を考慮して、事業者は本市と賃料の改定について、協議を行うことができる。 ⑥ 駐車場賃料の支払い方法：本市は、事業者に対し、毎月の賃料を支払うものとする。 ⑦ 駐車場賃貸借期間満了時の取扱い：賃貸借期間満了時以降も駐車場が存続する場合、本市は、賃貸借の継続について、必要に応じて事業者と協議をする場合がある。 ⑧ 公共施設利用者からの駐車場料金を収受する場合は、近隣の駐車場料金を参考に適切な料金を設定すること。
4	○		8	第1章	第5節	5.	(4)		③			(4) カーシェアリング事業による収入及び負担	③使用車両：軽自動車(貨物)3台	③使用車両：EV車両・軽自動車(貨物)3台
5	○		9	第1章	第5節	6.	(1)					(1) 本施設	※事業者は、本施設の工期及び引渡しの前倒しの提案を可能とし、この場合、本市は本施設の供用開始日を早める可能性がある。	※事業者は、本施設の工期及び引渡しの前倒しの提案を可能とし、この場合、本市は本施設の供用開始日を早める可能性がある。なお、この場合でも維持管理期間の終了予定日に変更はない。
6	○		10	第1章	第5節	6.	(2)	1)	①			① 駐車場事業	—	賃貸借契約締結日：駐車場の竣工後、本施設の供用開始までに締結するものとする。 賃貸借期間：本施設の供用開始日から、令和29年3月末日まで
7	○		11	第1章	第7節							第7節遵守すべき法制度	21 借地借家法 21 条例	21 借地借家法 22 条例

要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	ア	項目等	修正前	修正後
8	○		12	第1章	第7節							第7節遵守すべき法制度	㉔ その他関連法令、条例等	㉔ その他関連法令、条例等
9	○		14	第1章	第8節	3.						3.引渡し期限等	本施設は令和9年9月末日までに工事を完了し、本市への引渡しを完了すること。なお、本施設は令和9年12月1日から供用開始を予定しているが、引渡し以降から供用開始までの間に、本市は引越し及び供用開始準備を行う予定である。また、本施設の工期及び引渡しの前倒しの提案を可能とし、この場合、供用開始日を早める可能性がある。 また、民間収益事業の必須事業として、駐車場事業及びカーシェアリング事業を本施設の供用開始日より行えるよう、駐車場(民間施設)の整備を行うこと。	本施設は令和9年9月末日までに工事を完了し、本市への引渡しを完了すること。なお、本施設は令和9年12月1日から供用開始を予定しているが、引渡し以降から供用開始までの間に、本市は引越し及び供用開始準備を行う予定である。また、本施設の工期及び引渡しの前倒しの提案を可能とし、この場合、供用開始日を早める可能性がある。 また、民間収益事業の必須事業として、駐車場事業及びカーシェアリング事業を本施設の供用開始日より行えるよう、駐車場(民間施設)の整備を行うこと。
10	○		24	第2章	第1節	5.	(4)			ii)		(4)与儀公園再編整備基本計画	ii)基本計画図(A1版・A3縮小版): 1部	ii)基本計画図(A1版・A3縮小版): 1部 平面計画図及びゾーニング図、動線計画図(利用者動線及び管理動線)、標準断面図、鳥瞰図
11	○		28	第2章	第3節	2.	(1)			ix)		(1)全体計画	ix)各施設の利用・管理区分やセキュリティに配慮しつつ、閉館時には専用部分(障がい者福祉センター、精神障がい者地域生活支援センター、こども発達支援センター、教育研究所を除く)の一部を他施設利用者が利用できる管理区画を行うなど、可能な範囲で施設・機能間での諸室・スペースの共有化を図り、施設の多目的化・稼働率の向上を図ること。	ix)各施設の利用・管理区分やセキュリティに配慮しつつ、各施設の閉館時から22時までの時間帯には専用部分(障がい者福祉センター、精神障がい者地域生活支援センター、こども発達支援センター、教育研究所を除く)の一部を他施設利用者が利用できる管理区画を行うなど、可能な範囲で施設・機能間での諸室・スペースの共有化を図り、施設の多目的化・稼働率の向上を図ること。
12	○		28	第2章	第3節	2.	(1)			xv)		(1)全体計画	xv)増築、間取りの変更等、将来の利用者数の変動及び施設の利用形態等の変化に対応できる柔軟性を持たせた建物構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むこと。	xv)間取りの変更等、将来の利用者数の変動及び施設の利用形態等の変化に対応できる柔軟性を持たせた建物構造とする等、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むこと。
13	○		35	第2章	第3節	5.	(1)					(1)電気設備	㉒ 電気設備	㉒ 電気設備
14	○		35	第2章	第3節	5.	(1)		②	vi)		② 照明・コンセント設備	vi)真和志支所及び自主避難所(中央公民館のホール)として停電時に最低限必要となる照明及びコンセント回路の電源供給について、非常用発電(発電設備や太陽光発電、ガス空調(発電機能付きGHP)、外部電源(電気自動車や可搬型発電機を想定)の接続等を利用した適切な方法を提案すること。 なお、自主避難所とは、台風や大雨・洪水・土砂災害等から安全を確保する必要がある場合に、自主避難を希望する市民等を対象に一時的に開設する避難所である。	vi)真和志支所及び自主避難所(中央公民館のホール)として停電時に最低限必要となる照明及びコンセント回路の電源供給について、非常用発電(発電設備や太陽光発電、ガス空調(発電機能付きGHP)、外部電源(電気自動車や可搬型発電機を想定)の接続等を利用した適切な方法を提案すること。 なお、自主避難所とは、台風や大雨・洪水・土砂災害等から安全を確保する必要がある場合に、自主避難を希望する市民等を対象に一時的に開設する避難所である。
15	○		38	第2章	第3節	5.	(2)					(2)空調換気設備	㉓ 空調換気設備	㉓ 空調換気設備
16	○		39	第2章	第3節	5.	(3)					(3)給排水衛生設備	㉔ 給排水衛生設備	㉓ 給排水衛生設備
17	○		40	第2章	第3節	5.	(4)					(4)環境保全・環境負荷低減	㉕ 環境保全・環境負荷低減	㉔ 環境保全・環境負荷低減
18	○		41	第2章	第3節	6.			④	iv)		④ 公共下水道(雨水)	iv)那覇市民会館の下に埋設されている既存埋設雨水管については、事業予定地内に移設すること。ただし、下水道管直上の1階部分には建築物を設置しないこと。切回し後、既存埋設雨水管については、撤去すること。	iv)那覇市民会館の下に埋設されている既存埋設雨水管については、事業予定地内に移設すること。ただし、新設する雨水管直上(上空含む)には構造物を設置しないこと。切回し後、既存埋設雨水管については、撤去すること。

要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	ア	項目等	修正前	修正後
19	○		42	第2章	第3節	7.	(2)					(2) 避難所利用を想定した施設計画	地区連絡所・自主避難所として、災害時に十分機能するため、避難者を受け入れることを想定し、諸機能の配置や動線、防災設備等を計画すること。また、災害時の情報発信や住民の情報交換に平時の情報発信機能を連携するなど施設が有する機能を防災時に活用できるよう配慮する。さらに備蓄倉庫を備えるなど、台風時の避難所等として、真和志地域の防災に配慮した施設として計画すること。	地区連絡所・自主避難所として、災害時に十分機能するため、避難者を受け入れることを想定し、諸機能の配置や動線、防災設備等を計画すること。また、災害時の情報発信や住民の情報交換に平時の情報発信機能を連携するなど施設が有する機能を防災時に活用できるよう配慮する。さらに備蓄倉庫を備えるなど、台風時の避難所等として、真和志地域の防災に配慮した施設として計画すること。 <u>なお、自主避難所とは、台風や大雨・洪水・土砂災害等から安全を確保する必要がある場合に、自主避難を希望する市民等を対象に一時的に開設する避難所である。</u>
20	○		55	第2章	第3節	8.	(4)	2)	⑥			⑥ 新聞・雑誌・AVエリア	④ネット検索用PCブース(机は4台)	④ネット検索用PCブース4台
21	○		56	第2章	第3節	8.	(4)	2)	⑥			⑥ 新聞・雑誌・AVエリア	⑥AV視聴席(10席。内、4席はブースとする)	⑥AV視聴席(8席以上)
22	○		80	第2章	第3節	8.	(10)	2)	③	ix)		③ その他	ix)外部からの目に付きやすい場所に懸垂幕装置を設置すること。	ix)外部からの目に付きやすい場所に懸垂幕装置3本を設置すること。
23	○		86	第3章	第2節	4.	(1)				iii)	(1) 那覇市民会館の解体・撤去業務	iii)周辺の工作物等に影響を及ぼさないような対策を行うとともに、騒音、振動、排気ガス、粉塵等の低減を図る等周辺環境保全に努めること。また、杭がある施設は杭の撤去も計画に含め、実施すること。なお、建設リサイクル法による特定建設資材については、再資源化に努めること。	iii)周辺の工作物等に影響を及ぼさないような対策を行うとともに、騒音、振動、排気ガス、粉塵等の低減を図る等周辺環境保全に努めること。また、杭がある施設は杭の撤去も計画に含め、実施すること。なお、 <u>予測できない杭が発見された場合は、処理に必要な追加費用を協議の上、本市が負担することとする。</u> なお、建設リサイクル法による特定建設資材については、再資源化に努めること。
24	○		94	第4章	第1節	7.	(2)			i)		(2) 業務従事者	i)事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、維持管理業務責任者を選任すること。業務区分別、施設別等の業務遂行に最適と思われる実施体制を構築し、必要な各業務区分責任者、各業務担当者を選任・配置すること。	i)事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、維持管理業務責任者を選任すること。業務区分別等の業務遂行に最適と思われる実施体制を構築し、必要な各業務区分責任者、各業務担当者を選任・配置すること。
25	○		95	第4章	第1節	7.	(5)			i)		(5) 緊急時の対応	i)事故・火災等による非常時及び緊急時の対応について、予め本市と協議し、また、消防計画書の作成支援を行うこと。	i)事故・火災等による非常時及び緊急時の対応について、予め本市と協議し、 <u>維持管理業務計画書に記載すること。</u> また、消防計画書の作成支援を行うこと。
26	○		95	第4章	第1節	7.	(5)			ii)		(5) 緊急時の対応	ii)関連業務の責任者及び業務担当者は、本市が行う防災訓練等に参加及び協力すること。 <u>事業者は、消防計画書に基づき各施設長と緊急時における対応体制を整えること。</u>	ii)関連業務の責任者及び業務担当者は、本市が行う防災訓練等に参加及び協力すること。
27	○		95	第4章	第1節	7.	(5)			iii)		(5) 緊急時の対応	iii)事故・火災等が発生した場合は、消防計画書に基づき直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、本市及び関係機関に報告すること。	iii)事故・火災等が発生した場合は、直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、本市及び関係機関に報告すること。
28	○		101	第4章	第6節	1.				ii)		1.防犯・警備・守衛業務	ii)本施設の開館時間帯は常駐警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。	ii)本施設の開館時間帯(午前8時から午後10時30分まで)は常駐警備とし、閉館時間帯は機械警備を基本とする。
29	○		101	第4章	第6節	1.				iii)		1.防犯・警備・守衛業務	iii)常駐警備の体制は、警備員1名以上、 <u>閉館時間帯は常駐とする。</u> 警備員は、本施設内外及びこれに付属する諸施設等の財産の保全に務め、事故・施設の損傷・火災及び盗難等の防止、巡回点検、防犯カメラの監視、防犯監視等を行い、本施設の利用者・職員の安全を確保すること。また、来館者の対応、駐輪場の管理等を実施すること。	iii)常駐警備の体制は、警備員1名以上と <u>する。</u> 警備員は、本施設内外及びこれに付属する諸施設等の財産の保全に務め、事故・施設の損傷・火災及び盗難等の防止、巡回点検、防犯カメラの監視、防犯監視等を行い、本施設の利用者・職員の安全を確保すること。また、来館者の対応、駐輪場の管理等を実施すること。
30	○		102	第4章	第6節	2.				ii)		2.防火・防災業務	ii)避難経路からは常時障害物を取り除いておくよう努めること。	ii)避難経路からは常時障害物を取り除いておくよう <u>支援に努めること。</u>
31	○		102	第4章	第6節	2.				iv)		2.防火・防災業務	iv)報知器作動場所、音声・視覚警報装置、緊急照明、避難経路、集合場所等を示す平面プランを作成して、最新情報に更新し、各々、関連場所に目立つように表示すること。	iv)報知器作動場所、音声・視覚警報装置、緊急照明、避難経路、集合場所等を示す平面プランの作成を支援して、最新情報に更新し、各々、関連場所に目立つように表示すること。
32	○		102	第4章	第6節	2.				vi)		2.防火・防災業務	vi)災害及び火災が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、防火管理者が定める防災計画に従い、速やかに対応すること。	vi)災害及び火災が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、防火管理者が定める防災計画に従い、速やかに <u>協力</u> すること。

要求水準書(案) 新旧対照表

No	本編	添付資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	ア	項目等	修正前	修正後
33	○		105	第5章	第2節	2.						2.カーシェアリング事業	事業者は、民間収益事業のひとつとして、電気自動車のカーシェアリング事業を行うこと。事業者は、EV車両(3台)の調達及びEV充電スタンドや案内板等の整備、EV車両の維持管理を含む運用を行うものとし、平日は、本市が公用車として使用するものとする。	事業者は、民間収益事業のひとつとして、電気自動車のカーシェアリング事業を行うこと。事業者は、EV車両(軽自動車(貨物)3台)の調達及びEV充電スタンドや案内板等の整備、EV車両の維持管理を含む運用を行うものとし、平日は、本市が公用車として使用するものとする。
34	○		105	第5章	第2節	2.				ii)		2.カーシェアリング事業	ii)EV車両(3台)の調達を行うこと。なお、車種の選定にあたっては、本市と協議の上、決定すること。	ii)EV車両(軽自動車(貨物)3台)の調達を行うこと。なお、車種の選定にあたっては、本市と協議の上、決定すること。
35	○		105	第5章	第2節	2.				vi)		2.カーシェアリング事業	—	vi)事業者の提案により、別途、一般利用者を対象としたカーシェアリング事業を行うことは妨げない。
36		8										中央公民館	施設名:中央公民館 諸室:No5 フリースペース	施設名:中央公民館 諸室:No5 オープンスペース
37		11										(2) 中央公民館	室名:フリースペース	室名:オープンスペース
38		14				1.	(2)					(2) 建築物定期調査	—	・建築基準法の点検(建築)等を含む
39		14				2.						2建築物設備保守管理業務	—	建築基準法の点検(設備、昇降機、防火設備)等、消防法の定期点検制度(消防用設備等点検、防火対象物の定期点検)等を含む
40		閲覧										閲覧資料6 那覇市民会館関連図	—	(追加)